

岩出市後援名義等の使用に関する取扱要綱

平成19年12月17日訓令第35号

(趣旨)

第1条 この訓令は、本市の後援及び協力名義（以下「後援名義等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 後援名義等を使用しようとする事業（以下「申請事業」という。）の主催者（以下「申請者」という。）は、当該事業開始のおおむね1月前までに岩出市後援名義使用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請し、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 申請者の活動の目的及び内容が分かる書類
- (2) 事業計画書又は開催要領等申請事業の内容を記した書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した内容に変更が生じた場合又は事業計画を変更する場合は、速やかに岩出市後援名義使用変更申請書（様式第2号）を提出し、市長の許可を受けなければならない。

3 賞状交付の許可をあわせて受けようとする場合は、その旨を申請書に記載するとともに、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者が作成した賞状又は賞状の文案
- (2) 申請事業の賞のリスト

(許可基準)

第3条 市長は、申請者及び申請事業が、次の各号のいずれにも該当するものについて、後援名義等の使用を許可する。

(1) 申請者が、次に掲げるもののいずれかに該当すること。

- ア 国又は地方公共団体
- イ 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人、宗教団体、政党及び政治団体を除く。）
- ウ 学校又はその連合体
- エ 報道機関、学術研究機関等
- オ 申請者の住所が市内又は近隣市町村にあり、申請者の組織が明確で事業遂行能力が十分であると判断される団体
- カ 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める団体

(2) 申請事業が、次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- ア 目的、開催日程等が明確であり、公益性の高いもの
- イ 本市の施策推進に資するものであり、広く市民を対象としたもの
- ウ 原則として、市内又は近隣市町村で開催するもの。ただし、申請者が国及び地方公共団体等の公益性を有する団体であるもの、市民の幅広い参加が期待できるもの

又は本市を広く知らしめることが期待できるものはこの限りではない。

エ 本市の行政運営に影響を及ぼさないもの

オ 開催場所が、公衆衛生、安全管理、災害防止について十分な対策を講じているもの

カ 登壇者や発言者等が2人以上いる場合、その性別に偏りが無いよう努められているもの

キ その他市長が特に認めたもの

2 前項各号の規定にかかわらず、申請者及び申請事業が次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義等の使用許可は行わないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(2) 営利又は商業宣伝を目的とするもの

(3) 特定の宗教又は政治団体を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの

(4) 暴力団と関係のあるもの又はそのおそれがあるもの

(5) 申請者が、参加者から入場料、出展料その他の費用を徴収する場合、その額又は徴収の目的が妥当性を欠くもの

(6) その他市長が不相当と認めたもの

(許可条件)

第4条 申請者は、申請事業に関して次に掲げる条件を承諾しなければならない。

(1) 定期的実施する事業であっても、その都度申請手続を行うこと。

(2) 申請事業に要する経費に対して市からは負担及び支援をしないこと。

(3) 申請事業及びこれに伴う行為から生じた損害等に対して市からは当該賠償責任を負わないこと。

(4) 申請事業に必要な施設等の確保を申請者の責任において別途行うこと。

(5) 後援名義等の使用許可を受けている旨を表示する印刷物を作成する場合は、事前にその原稿等を市長に提出すること。

(6) その他市長が必要と認めたもの

(許可)

第5条 市長は、第2条に規定する申請を受けたときは、第3条の規定に基づき内容を審査し、許可又は不許可を決定し、岩出市後援名義使用許可書（様式第3号）又は岩出市後援名義使用不許可書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(許可の取消し)

第6条 市長は、申請者が虚偽その他の不正な行為により後援名義等の使用許可を受けたとき、第2条第2項の規定に反したとき、又はその他の不適当な行為があったと認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により使用許可を取り消したときは、岩出市後援名義使用許可取

消通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（報告）

第7条 申請者は、申請事業終了後1月以内に、岩出市後援名義事業実施報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請事業が入場料、出展料その他の費用を徴収するものであるときは、収支決算書を併せて提出しなければならない。

（補則）

第8条 この訓令に定めるもののほか、後援名義等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年12月17日から施行する。

附 則（平成24年3月9日岩出市訓令第4号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月6日岩出市訓令第31号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年8月10日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（令和4年3月25日岩出市訓令第8号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の岩出市後援名義等の使用に関する取扱要綱の規定は、この訓令の施行の日以降にされた後援名義等の使用申請について適用し、同日前にされた当該申請については、なお従前の例によるものとする。